

国民健康保険を脱退される方へ

国民健康保険（以下、『国保』と言います。）の資格喪失日（＝脱退日）は『健康保険などの資格取得日（加入日）の翌日』または『新発田市から転出した日』です。脱退または転出の手続きが遅れた場合でも、国保はさかのぼって脱退となります。

なお、国保に関する通知(納税(変更)通知書、還付通知書など)は、全て世帯主あてにお送りします。

☆医療費について ～資格喪失日以降に国保の資格確認書などを使って医療機関を受診した場合～

該当受診分の医療費(自己負担分以外のもの)については、市へ返納をお願いいたします（受診が今月であれば、変更後の資格確認書などを今月中に医療機関へ提示するだけで済む場合があります）。

該当の方には、国保脱退のお手続きから3～4か月後に、医療費の返納に関するご案内文書をお送りしますので、案内に従って返納ください。

なお、新発田市へお支払いいただいた医療費は、受診当時に参加されていた社会保険などの健康保険組合や、転出先の市町村にご請求いただくことにより、払い戻しされます。

☆保険税について

脱退に伴う保険税の減額は、届出日（＝脱退届出書提出日）の翌月以降に計算処理を行います。

届出日	脱退される方	保険税の減額処理について	納税(変更)通知書の 発送時期
4月 5月 6月	世帯での 国保加入者 全員	<u>4月中に脱退する方は、保険税はかかりません(納税通知書も発行されません)。5、6月に脱退された方は、保険税の納税通知書を、7月中旬に世帯主様あてにお送りします。</u> 加入月分の保険税がかかりますが、税額は7月まで確定しません。	4月脱退 ：送付なし 5、6月脱退 ：7月中旬
	世帯での 国保加入者 の一部	<u>保険税の納税通知書は、7月中旬にお送りします。</u> 異動のあった方の加入月数を計算したうえでお知らせします。他の健康保険の保険料とは重複しませんので、必ず納付していただくようにお願いします。	7月中旬
7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	世帯での 国保加入者 全員	<u>今月納期分の保険税はそのままの金額で納めていただき、お手続きの翌月に過不足を精算します。</u> 計算の結果、納付金額に不足があれば、その分の保険税を翌月以降に納めていただきます。 納めすぎがあった場合は、差額をお返しする還付通知書を別途お送りします。	届出日の 翌月中旬
	世帯での 国保加入者 の一部	翌月以降に納めていただく保険税を調整（減額）します。 <u>今月納期分の金額は変更しませんので、そのままの金額で納めてください。</u>	

※さかのぼって国保から脱退される場合、減額計算を行うことにより、今月分を納めなくとも保険税が完納となる場合があります。詳しくは市役所保険年金課までお問い合わせください。

※保険税の減額処理により還付（お返し）が発生した場合は、還付通知書を納税(変更)通知書発送月の下旬にお送りします。